④　次のア及びイに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア　工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の六第４項に規定する業務及び統括に関する業務

イ　各分担業務分野の監理主任技術者については、工事監理者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する業務

⑤　工事監理者及び総合監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑥　工事監理者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑦　次に示す要件を満たす工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア　それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（工事監理者の場合は上記③アの分野の実績を含む。）に関し、平成26年４月１日以降の業務実績を有する者であること。また、上記の期間に休業を取得していた場合の取扱いは⑶⑦アによる。

イ　平成26年４月１日以降の業務実績とは、平成26年４月１日以降に業務の契約履行が完了した次のエに示す（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。（施設の完成及び引渡が完了したものであって新築又は増築の工事監理業務の実績に限る。）なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

ウ　携わった実績については、次のエのうち、工事監理者並びに総合監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあっては⑷の、電気設備監理主任技術者にあっては⑻の、機械設備監理主任技術者にあっては⑹の項目に該当する実績を有していること。

エ　実績要件

⑷　工事監理者、総合監理主任技術者又は構造監理主任技術者

次のａからｄまでのすべてを満たす工事監理業務。なお、総合監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績を有する者であること。

ａ　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

ｂ　規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ　階数　地上７階以上

ｄ　用途　次のⅰ又はⅱのいずれかに該当する施設

ⅰ　事務所又は庁舎

ⅱ　複合用途施設（１棟でⅰの用途と認められる部分が5,000㎡以上ある建物）

⑻　電気設備監理主任技術者

次のａからｄまでのすべてを満たす工事監理業務

ａ　規模　⑷ｂに同じ

ｂ　階数　⑷ｃに同じ

ｃ　用途　⑷ｄに同じ

ｄ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備を含むもの

⑹　機械設備監理主任技術者

次のａからｄまでのすべてを満たす工事監理業務

ａ　規模　⑷ｂに同じ

ｂ　階数　⑷ｃに同じ

ｃ　用途　⑷ｄに同じ

ｄ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備を含むもの

オ　工事監理者及び各分担業務分野の監理主任技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記アからエまでの要件を満たしていなければならない。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から②までの要件を満たすこと。

①　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。

②　維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合は、いずれの維持管理企業においても上記①を満たしていること。

⑺　運営企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たすこと。

①　令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。

②　警備業務に携わる運営企業は、警備業法（昭和47年法律第107号）第４条に基づく認定を有する者であること。

③　運営業務の各業務を複数の運営企業が分担して行う場合にあっては、いずれの運営企業においても上記の要件を満たしていること。ただし、運営企業は運営業務の主たる部分である総合的な企画及び業務遂行の管理については事業者から直接受任するものとするが、それ以外については第三者に委任することができる。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、⑵によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者として選定する。

⑵　入札参加者が策定した事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、第二次審査資料に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が業務要求水準書に定める要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しないもしくは記載のない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

②　事業提案のうち選定基準に定める評価項目（加算点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

⑶　⑴において、落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が２人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を選定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号広島合同庁舎２号館11階　中国地方整備局総務部契約課　電話082―221―9231

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和６年４月18日から令和６年９月25日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、10時00分から17時00分まで。入札説明書は、上記⑴で書面により交付する。なお、その他申請様式等については中国地方整備局ホームページ（ＵＲＬ：https://www.cgr.mlit.go.jp/order/pfi/jigyokeiyaku/bousaitou_new.html）にて交付する。

⑶　第一次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は、令和６年４月18日から令和６年６月７日までの休日を除く毎日、10時00分から17時00分まで。提出場所は４⑴に同じ。提出方法は「郵送（書留郵便に限る。）、もしくは託送（書留郵便同等のものとする。）又は持参（以下「郵送等」という。）」による。期日までに送付（必着）すること。

⑷　入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は令和６年８月26日から令和６年９月25日の休日を除く毎日、10時00分から17時00分まで。提出場所は４⑴に同じ。提出方法は４⑶に同じ。

⑸　開札の日時及び場所　令和６年12月６日13時30分　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号広島合同庁舎２号館　中国地方整備局総務部契約課入札室にて行う。